

七尾市和倉地区景観協定基準チェックシート

(建築物・工作物)

届 出 者			
行 為 の 場 所			
区 域 区 分	1. 湯の香の杜	2. 潮の香通り	3. 和み通り

基本方針
「日本一やさしい和倉」を目指し、和倉らしい自然景観や温泉資源を活かし、人と人との融和やおもてなしの心を持ってまちづくりを行う。

区域の方針

1. 湯の香の杜・・・賑わいの中心地区として、店舗の連続性を確保し、和倉らしい景観形成を誘導する。
2. 潮の香通り・・・景観形成の軸（中心地区への動線）として、沿道空間、沿道街区を対象に歩行者空間の創出と和倉らしい景観形成を誘導する。
3. 和み通り・・・居住地区として、歩行者空間創出と安心で快適に住み続けられる環境形成を誘導する。

対象事項	景観形成基準	区域区分			※ 適否	配慮・措置の内容																
		1	2	3																		
建築物	用途	別紙「建築物の用途制限」参照	○	○	○	適・否																
	外壁面の位置	店舗の前面を駐車場としない。	○			適・否																
		道路からの壁面後退距離は、道路境界より1.0m以内とする。	○			適・否																
		道路からの壁面後退距離は、道路境界より1.0m以上とする。		○	○	適・否																
	屋根及び外壁の色彩	無彩色、茶系統の暖かみのある落ち着いた色彩とする。 <table border="1" style="font-size: small; margin: 5px;"> <tr><td>湯の香の杜</td></tr> <tr><td>色相 5R~5Y</td></tr> <tr><td>明度 3~8.5</td></tr> <tr><td>彩度 6以下</td></tr> </table>	湯の香の杜	色相 5R~5Y	明度 3~8.5	彩度 6以下	○			適・否												
		湯の香の杜																				
	色相 5R~5Y																					
	明度 3~8.5																					
	彩度 6以下																					
	無彩色、茶系統をなるべく使用し、街並みと調和した落ち着いた色彩とする。 <table border="1" style="font-size: small; margin: 5px;"> <tr><td colspan="3">潮の香通り・和み通り</td></tr> <tr><td colspan="3">全色相</td></tr> <tr><td>色相</td><td>0.1R~5Y</td><td>5.1Y~10Y</td><td>その他</td></tr> <tr><td>明度</td><td>3~8.5</td><td>3~8.5</td><td>3~8.5</td></tr> <tr><td>彩度</td><td>6以下</td><td>4以下</td><td>2以下</td></tr> </table>	潮の香通り・和み通り			全色相			色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他	明度	3~8.5	3~8.5	3~8.5	彩度	6以下	4以下	2以下		○	○
潮の香通り・和み通り																						
全色相																						
色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他																			
明度	3~8.5	3~8.5	3~8.5																			
彩度	6以下	4以下	2以下																			
高さ	15m以下とし、1階軒先の高さは周囲とバランスをとる。（ただし、旅館については、周囲とのバランスをとり眺望を遮らない高さとする。）	○			適・否																	
	周囲とのバランスをとり、眺望を遮らない高さとする。		○		適・否																	
	13m以下とする。（ただし、旅館、寺社仏閣は除く。）			○	適・否																	
その他	和風の要素を取り入れた外観に努める。（瓦、ひさし、格子など）	○	○	○	適・否																	
	1階（店舗）は開放的で、灯りが外に漏れるような形態とするように努める。（ガラス、格子、障子など）	○			適・否																	
	鉄板（波トタン）、サイディングはできるだけ使用しないように努める。	○			適・否																	

対象事項	景観形成基準			※ 適否	配慮・措置の内容					
	1	2	3							
建築物	その他	建築物はできるだけ和風様式とするように努める。	○			適・否				
		旅館や商店の灯りはできるだけ統一した色調とし、足元灯等により情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。	○	○			適・否			
		防犯性を高めるため、できるだけ灯りが外に漏れる形態とするように努める。(ガラス、格子、障子など)			○		適・否			
建物の外構等	垣またはさくの構造	垣、さく等は設置しない。	○				適・否			
		周辺の景観と調和したデザインとする。		○	○			適・否		
		歩行者の妨げにならないように適正な維持管理に努める。		○	○			適・否		
		できるだけ自然素材を使用し、メッシュフェンス、ブロック塀は避ける。		○				適・否		
		石、レンガ、化粧ブロック、その他これらに類するものを設ける場合は、これらの高さを0.6m以下とする。		○				適・否		
		高さ1.2m以下(基礎を含めた高さ)とする。(ただし、住宅部分についてはその限りでない。)		○				適・否		
		垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。(後退部分で緑化に努める。)		○				適・否		
		できるだけ自然素材を使用し、石、レンガ、化粧ブロック、その他これらに類するものを設ける場合は、これらの高さを0.6m以下とする。				○		適・否		
		高さ1.2m以下(基礎を含めた高さ)の生垣又は植栽、透視可能なフェンスに努める。				○		適・否		
		垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。(道路境界より0.6mは歩行の妨げになるものを設置しない。)				○		適・否		
		緑化	壁面後退部分や、入り込み空間など敷地内の空間では、できるだけ緑化に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。	○					適・否	
			旅館や商店、住宅の前面はできるだけ緑化に努め、そぞろ歩きが楽しめるよう演出する。		○				適・否	
			旅館や商店の前庭等を、住民及び観光客のふれあいの場として開放するとともに、ベンチやテーブル、のだて傘等をできるだけ設置し、賑わい創出に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。			○			適・否	
			道路境界から0.6m部分を除く敷地内で、できるだけ緑化に努める。ただし歩行者の妨げにならないよう配慮する。				○		適・否	
		建築設備等	建築設備は前面から見えないような位置となるよう工夫する。やむを得ず見えるものは目隠しを施すなど目立たないようにする。	○	○	○			適・否	
建築設備を新築する場合は建築物との一体化に努める。	○		○	○			適・否			
屋外階段、ベランダ等は、本体建築物と一体化する等、違和感のないまとまりのある形態とする。	○		○	○			適・否			

対象事項	景観形成基準	区域区分			※ 適否	配慮・措置の内容	
		1	2	3			
屋外広告物 形態・意匠	広 告 物 等	自家用広告物、管理広告物、公共性の高い広告物に限る。ただし、広告物を集合化したもので、「いしかわエコサイン」として石川県知事に認定されたものを除く。	○	○	○	適・否	
		和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮する。	○	○	○	適・否	
		屋上広告物、自立広告物、突出広告物は設置しない。	○			適・否	
		広告物の表示面積は1箇所あたり3㎡以内とし、1住所等における全ての表示面積の合計は5㎡以内とする。	○			適・否	
		置き看板は、高さ1.2m以下、表示面積の合計が1.2㎡以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。	○			適・否	
		1住所における全ての看板の表示面積の合計は15㎡以内とする。			○	適・否	
	屋 上 廣 告 物	高さは7m以下かつ建築物の高さの2/3以内とする。		○	○	適・否	
		建築物1棟につき1個までとする。		○	○	適・否	
		地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。		○	○	適・否	
	自 立 廣 告 物	高さは7m以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。		○		適・否	
		1住所の表示面積の合計は15㎡以内とする。		○		適・否	
		高さは5m以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。			○	適・否	
		表示面積は1面5㎡以内、1住所の合計は10㎡以内とする。			○	適・否	
		1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。		○	○	適・否	
		地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。		○	○	適・否	
	突 出 廣 告 物	外壁から突出する部分は1m以内、地上から下端2.5m以上、上端7m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。		○		適・否	
		1住所の表示面積の合計は9㎡以内とする。		○		適・否	
		外壁から突出する部分は0.6m以内、地上から下端4m以上、上端5m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。			○	適・否	
		1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。			○	適・否	
	置 き 看 板	高さは1.5m以下とする。		○	○	適・否	
1住所の表示面積の合計は2㎡以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。			○	○	適・否		

対象事項	景観形成基準		区域区分			※ 適否	配慮・措置の内容
			1	2	3		
屋外広告物	形態・意匠 壁面 広 告 物	1住所の表示面積の合計は15㎡以内とする。		○		適・否	
		表示面積は1面2㎡以内とし、1住所の合計は5㎡以内とする。街並み景観に配慮した素材やデザインに統一する。				○	適・否
	色彩	景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とする。	○		○	適・否	
		景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とし組合せや色彩面積を考慮する。		○		適・否	
		地色は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とする。ただし、伝統的な色彩（石川県のエコサイン推奨色）は使用可とする。	○			適・否	
		地色は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度6以下、それ以外の色相の場合は彩度4以下とする。ただし、伝統的な色彩（石川県のエコサイン推奨色）は使用可とする。		○	○	適・否	
	看板照明	内照式とする場合は、あんどん風や電球色とする。	○	○	○	適・否	
		外照式とする場合は、景観に充分配慮した工夫をする。	○	○	○	適・否	
		発光式・反射式の素材、点滅灯・回転灯、ネオサイン、電光掲示板等は設置しない。	○	○	○	適・否	
	その他	個性を出しながらも自己主張しすぎないよう街並み景観に配慮する。	○	○		適・否	
素材はできるだけ自然素材（布、木、石、銅、鋳鉄など）を利用し、建築物や街並み景観に同調したデザインとする。		○	○		適・否		
旅館及び店舗の前面には、なるべく街並みに配慮した統一感ある素材やデザインの看板を設置し、お客様に旅館等の位置が分かりやすいよう工夫する。				○	○	適・否	
その他の施設	自動販売機は、屋外に設置しない。	○	○	○	適・否		
	駐車場や空き地は、植栽又は修景された塀や生垣で囲むものとする。防犯性に配慮し、生垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。	○			適・否		
	駐車場や空き地は、植栽又は修景された塀や生垣で囲むものとする。防犯性に配慮し、生垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。また、海が見える眺望に配慮する。		○		適・否		

備考

- 1 配慮・措置の内容については、具体的に記述してください。
- 2 ※適否の欄は、記入しないでください。